

令和5年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

福井県最低賃金専門部会
令和5年8月7日

1 令和5年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 888 円を 43 円引上げ、時間額 931 円とする

2 (1) 福井県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、最低賃金法第9条第2項の3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力)のデータに基づき公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安(Bランク40円)は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、当審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、県内の就労人口減少に係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

ア 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃金妥結状況は、連合福井の集計結果では全体で3.73%引上げとなっており、30年ぶりに高い水準となった。同じく福井県経営者協会の中間集計では3.34%引上げとなっている。福井商工会議所の特別調査では賃上げ率が「2～3%台」が34.6%と最も多く、次いで「4～5%台」が30.4%となっている。賃金改定状況調査では第4表 のBランクにおける賃金上昇率は2.0%であり、福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査結果の2.1%も同水準となった。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

また、パートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,003円(本年5月)で推移し、賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、令和4年)は180.8千円で推移している。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されるところ、次に示す各種統計資料のほか、使用者代表委員からの現状報告により県内の中小零細企業の現況把握に努めた。

福井商工会議所の景気見通し調査による採算(収支)は昨年と比べ全業種で39.6%(+6.4ポイント)と改善傾向にある。福井県商工会連合会の中小企業景気動向調査による採

算は、本年1～3月に比べ4～6月期は全体でやや改善（42.3% 38.1%）となっている。これらは改善の方向を示しているが、マイナス圏内で推移していることから、全体的に悪いことに留意する必要がある。また、福井県鉱工業指数では生産は令和4年9月以降、前年同月比マイナス圏内（本年5月では14.6%）で推移している。

国内企業物価指数は本年6月で前年比4.1%となっており、依然として消費者物価を上回っている。企業経営ではコントロールできないコストがあり、特にエネルギーコストは繊維業や共同店舗等の大型商業施設では非常に影響が大きいものとなっている。また、電気料金の負担増に対するこれまでの行政の支援は、一般的に事業所で使用される高圧契約に対しては不十分との意見があった。

コスト上昇に対する価格転嫁の状況は、本年3月期の福井商工会議所の特別調査では、約8割の事業所が価格転嫁するも、コスト上昇分を十分に転嫁できていない。

ウ 労働者の生計費

消費者物価指数（福井市）は、昨年度の最低賃金が発効した令和4年10月から本年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」で前年同期比が4.26%（単純平均）上昇している。上記ア記載の春季賃金妥結状況や各種賃金実態調査の上昇率と比べると、賃上げの状況は物価の上昇に追い付いていない。

令和4年4月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、1人世帯又は2人世帯で標準生計費に対する賃金時間単価は917円51銭又は930円25銭が必要であり、昨年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると944円21銭又は957円32銭を満たす必要がある。

毎月勤労統計地方調査結果（福井県）では、実質賃金指数が令和4年1月以降、前年同月比がマイナス圏内（本年5月分では6.36%）で推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェイズでは、県内での最低生活費は16万5千円で、時間単価1,000円が必要との意見である。一方、全労連では、全国どこでも時給1,500～1,600円が必要との意見である。

エ 地域間格差

今年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、「深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白（連合福井）」、「最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床になっている（全労連東海北陸地協）」、「最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞する要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極

めて有効である（福井弁護士会）」、「北陸三県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点から格差の是正は、早期に解消すべき大きな課題と認識しており、本県の有効求人倍率は、本年5月時点で1.96倍と45か月連続1位となっており、企業における人手不足感はより一層高まっている。そこで、若者や外国人材の都市への流出を防ぐため、地域間の賃金格差を是正する必要がある（福井県知事）」、以上のようなものがあった。

総務省統計局の労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）によれば、令和4年において就業者数は、目安Aランク6都府県全てで増加しているのに対し、Bランク及びCランクの41道府県中、福井県を含む27道府県で減少している。

連合は、住民基本台帳人口移動報告（移動率、2021）を基に作成した地域別最低賃金と若者の転入超過率を測ると相関関係が現れていると指摘する。

最低賃金の格差是正については、これまで当審議会においても議論をしてきたが、若者や外国人材の都市への流出防止は、長期的には県内事業者の利益に通じるものであることから、改めてその重要性を議論した。

（2）改正額

消費者物価指の上昇を背景に、長期にわたり実質賃金が目減りし、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生計費を確保することが重要である。春季賃金妥結状況等が高い水準となっても、消費者物価の高騰はこれを上回っている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、企業収益や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

また、地域間格差の是正縮小についても、就労人口の減少を防止するうえで、これを考慮する必要がある。

そこで、今年度の改正額は、最低賃金法第9条第2項の3要素に、最低賃金の地域間格差を検討要素に加え、これらを総合的に勘案し、上記1のとおりとする。

